

平成 28 年 5 月 20 日

入札参加業者 様

京丹後市財務部入札契約課

建設業法施行令の一部を改正する政令について

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 192 号）により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられ、平成 28 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

京丹後市においても、全ての公共工事で技術者配置の金額要件を引き上げることとします。つきましては、平成 28 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知及び見積依頼を行う全ての建設工事から下記のとおり改正しますのでご留意ください。

記

1. 技術者配置の金額要件

改正内容

監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては 4,500 万円から 6,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては 3,000 万円から 4,000 万円に、それぞれ引き上げます。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては 5,000 万円から 7,000 万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては 2,500 万円から 3,500 万円に、それぞれ引き上げますのでご留意ください。